公示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第８条に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和７年６月25日

第一管区海上保安本部長
澤井　俊（公印省略）

1　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
北海道開発局函館開発建設部江差港湾事務所
北海道檜山郡江差町字姥神町159番
第一管区海上保安本部
北海道小樽市港町５番２号

2　水路測量を実施する区域及び期間
（１）区　　域　　瀬棚港（付図参照）
（２）期　　間　　令和７年７月28日から
令和７年８月10日までのうち３日間

3　水路測量の実施方法
GNSSによる測位、音響測深機による海底地形調査等

4　航行船舶に対する安全措置
（１）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第６条に定める標識を掲揚
（２）一管区水路通報に掲載

付図

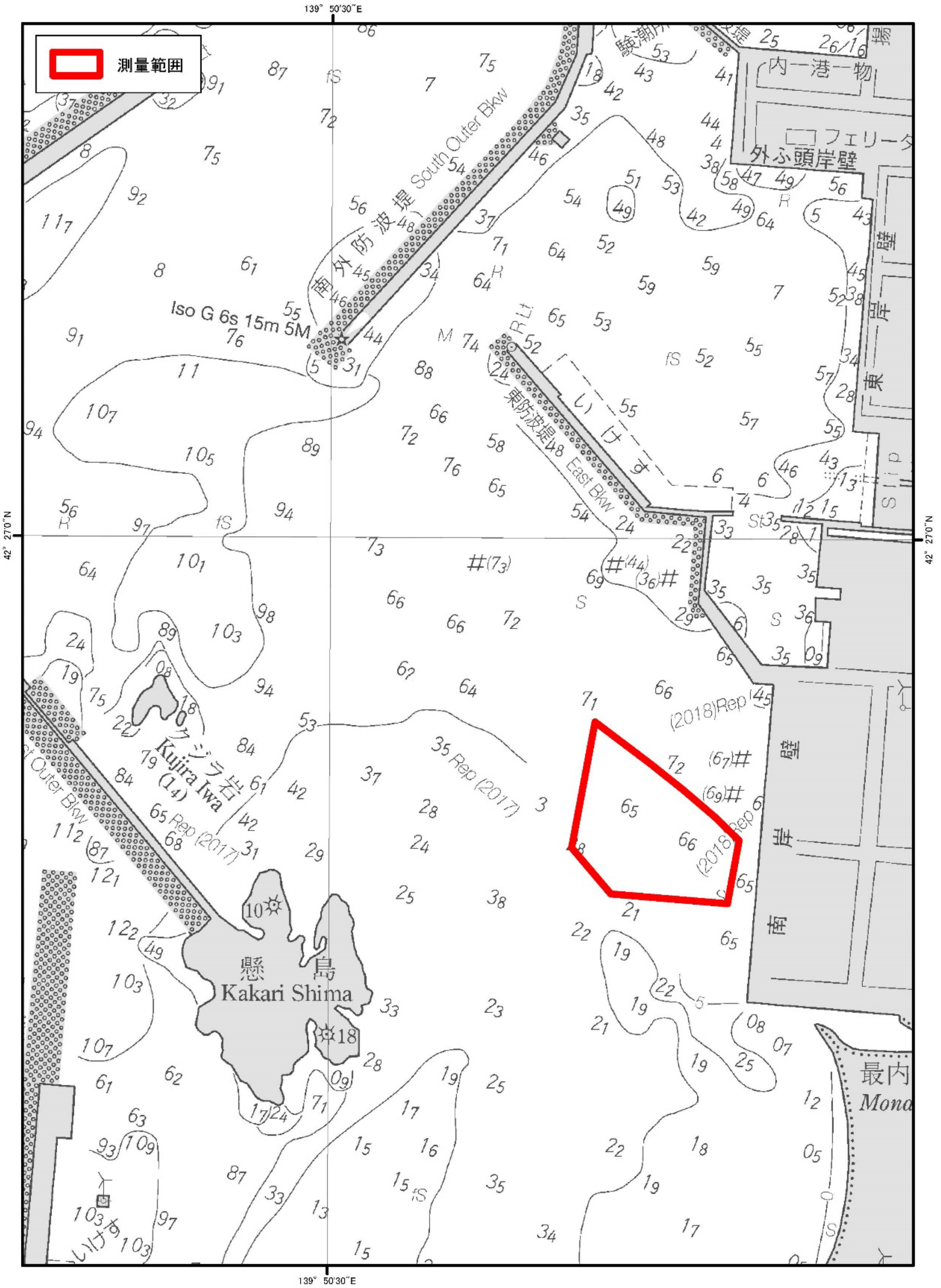

139° 50'30"E
42° 27'0"N
測量範囲
南外防波堤 South Outer Bkw
Iso G 6s 15m 5M
東防波堤 East Bkw
いけす
験潮所
内港物揚場
フェリー
外ふ頭岸壁
東岸壁
南岸壁
クジラ岩 Kujira Iwa (14)
懸島 Kakari Shima
最内 Mona
(2018)Rep
Rep (2017)